

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

亀岡市

2．構造改革特別区域の名称

都市・農村ふれあい交流特区

3．構造改革特別区域の範囲

亀岡市の全域

4．構造改革特別区域の特性

亀岡市は、京都市に隣接するとともに、京都都市圏が大阪・神戸都市圏と形成するトライアングルの要衝と言う重要な位置を占めており、JR山陰本線で京都市中心部までおよそ30分の距離にある。

こうした大都市に近接した利便性に加え、一方では府内有数の穀倉地帯として高い農業生産力を誇り、現在でも府下44市町村のうち最大の農地面積を有するなど、農産物供給の拠点としてその役割を果たしている。

本市は、水と緑に彩られた豊かな自然を有しながら、都市的な機能を併せ持ち、調和のとれた都市を形成していることが大きな特色の一つとなっており、昭和30年市制施行時約38,000人の人口が現在では約96,000人に増加し、府下第3位の人口集積となっている。

しかし、近年の社会経済環境の変化に伴い、都市部でも土地価格の下落が進み、周辺地域に住宅を求めなくても京都市等で住宅取得が可能な状況となってきており、少子化問題などの影響も加わり、本市人口も減少に転じてきているところである。特に、市街地周辺部においてこの現象が顕著であり、過疎化が急速に進んできている。

そのため、前述のように大都市近郊の豊かな自然環境を大きな特色とする本市においては、この特色を積極的に活用した「健康・交流・観光立国」の樹立を目指している。

この「健康・交流・観光立国」の基本は、亀岡の空気が動き、人が動き、にぎわいを創出することであり、保津川下りを始めとする観光資源から神社仏閣、自然の癒しに至るまで、本市が保有する全ての資源のネットワークを図ることによ

り、交流人口の増加を目指すとともに、魅力を発現するまち・亀岡に多くの人々
が移り住み暮らし続けることを想定している。

5．構造改革特別区域計画の意義

本市の農村地域においては、若い後継者の農業離れや農家の高齢化が進み、人口流出に伴う過疎化に拍車がかかっている。また農家の労働力不足や農産物価格の下落等により、農地利用率の低下、優良農地の遊休・荒廃化等の問題も顕在化してきている。このような状況を背景に、地域の活力そのものの低下が深刻化しているのが本市農村の現状である。

こうしたことから、豊かな自然や肥沃な農地といった農村地域における固有の資源を活用し、都市近郊の立地を生かした“都市・農村の交流促進による地域の再生・活性化”を実現するため、本特区計画を樹立することとした。

つまり、都市住民の憩いや癒しを求める農村回帰の志向、また直接土に触れ新鮮で安全な農産物をつくる喜び、こうした都市側の高まるニーズに対応し、農村側から『市民農園』という“場”を提供（特定事業）するとともに、農産物・加工品等の地場産品を即売する地産地消の拠点整備、広大な農地を有効利用した花農園等の整備と都市住民への入園開放（各関連事業）などにより、人と物と情報の交流による生きいきとした都市・農村関係の実現と活性化を目指すこととしている。

また、「健康・交流・観光立国」を標榜する本市において、農業と観光の連携を基軸に、一層のまちの賑わい、地域の活性化へと誘導をすることを視点として、各種のイベントや亀岡名物・特産品の開発及び商品化等の取り組みを絡め、特区計画における特定及び関連事業を繋げることにより、目標とする『都市農村の交流促進による亀岡市の活性化』の達成を目指すこととし、農村地域の活力の増強と活性化に資する必要があると考えている。

6．構造改革特別区域計画の目標

亀岡市の昼間人口比率は84%となっており、就業・就学などに京阪神へ流出する人口が多数を占めている現状である。市民1人当たりの消費月額を10万円とした場合、昼間人口比率を100%とすることで年間175億2千万円の市内消費力が高まることとなる。

については、前述のような地域の賑わいと経済効果の発現を図るため、特定事業による農村地域の市民農園開設に伴う交流の促進と合わせ、都市近郊の立地を生かした農産物直売の定着・拡大による“農産物地産地消”の取り組み、また美しく雄大な自然景観を活用したふれあいの場としての“農業公園・花き植栽農園”への支援などの関連事業を連携することにより、農業部門における『都市農村の

交流促進による亀岡市の活性化』樹立のための拠点を創出し、交流人口の拡大、昼間人口の増大による地域の活性化を図ることを目標とする。

また、農地利用規制の特例の活用により、向う5ヶ年において市民農園を開設する農業者20名(川東地域5名・1ha、西部地域5名・1ha、中南部地域10名・2ha)を目標に取り組むこととし、過疎化する農村地域に交流人口の増加を目指すとともに、健全かつ有効な農地の活用に努めることとする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画において、特定事業と関連事業の連携実施を進めることにより、都市・農村交流による地域の活性化を一層促進することができる。特に、「市民農園」(5ヶ年で市民農園4haの開設を予定するが、うち1haは耕作放棄農地の復旧による開設を見込む。)の開設により、農園利用者400戸を見込むとともに、開設に伴う農家所得(利用料収入)についても2千万円を見込むことができる。

更に、関連事業として取り組む“地産地消(農産物直売)”の販売額は現在1億5千万円、“花植栽農園”についてもヒマワリ園で5千人、コスモス園で1万人の交流人口を誘致しているが、これらを特定事業と有機的に連携させることで、5年後の地産地消(農産物直売)販売額を2億5千万円、同じく花植栽農園における来園者を2万人と見込むなど、都市農村の交流拡大で一層の地域活性化を見込むことが可能である。

また、本特区計画の実施は、集落農家組合等の調整に基づく不耕作農地の市民農園化を進めるものである。引いては、過去5年間で耕作放棄地が21ha(1995年センサス)から33ha(2000年センサス)と約12ha増加しているが、遊休農地の拡大を抑制し且つ減少させることとして、市民農園の整備と関連事業を合わせ耕作放棄農地が向う5ヶ年で2haの解消を見込むことができる。同時に、市民に農園を開放することで農業や農村への理解と認識を喚起するとともに、都市・農村間の交流により地域社会の活力を醸成することができる。

一方、本特区計画は、府下第一の農地面積と農業生産を誇る“亀岡”の特色を保持しつつ、地域ぐるみの農業振興施策を展開する先導とすることができる。

8. 特定事業の名称

番号 1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

別紙のとおり

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・農産物地産地消推進事業

亀岡市直売連絡協議会を中心に、直売マップやHPによる地場農産物のPR、またスタンプラリーや直売イベント等の実施により、都市住民に亀岡産農産物を提供し都市農村交流の促進と地域農業の振興に資する。

・亀岡市農業公園及びひまわり農園等への花き植栽支援対策

農業公園や生産調整に伴う転作田又は不耕作農地等を活用し、大規模な花植栽農園を設置することにより、都市住民に憩いと潤いの空間を提供するとともに、遊休農地(1ha)などの有効利用と都市農村交流の促進に資する。

1. 特定事業の名称

番号 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農業者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日

4. 特定事業の内容

農業者等が行う『市民農園』の開設

小区画においては10a未満

貸付期間は5年以内

営利目的での農産物栽培は不可

相当数の者を対象に定型的条件で行う貸付

亀岡市との事業実施協定の締結

開設予定	川東地域	1ha(5名)	解消見込	0.3ha
------	------	---------	------	-------

	西部地域	1ha(5名)	"	0.2ha
--	------	---------	---	-------

	中・南部地域	2ha(10名)	"	0.5ha
--	--------	----------	---	-------

5. 当該規制の特例措置の内容

京都府下における農地の耕作放棄地(現に耕作の目的に供されておらず、また引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地)の増加率が過去5年間(農業センサス)で26%に対して亀岡市は52%であり、2倍の増加率を示している。

また、経営主の高齢化率が上昇しており、耕作放棄地が増加していくこのような状況の下、その耕作放棄地を効率的に利用する必要があると判断した農地が相当存在する区域(概ね30a以上の遊休荒廃農地を有する旧村の範囲)に「市民農園」を開設するため、農業者等が行う賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定する農地の貸付けを「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」による貸付けとみなし、その規定を適用する。

耕作放棄・農家の高齢化が進んでいる数値的根拠（各年次とも農業センサスより）

上段：京都府、下段：亀岡市

		農地（a）		うち田（a）		農地の耕作放棄の増加率（%）
			うち耕作放棄		うち耕作放棄	
農地面積と耕作放棄面積	1995年	2,829,052	112,713	2,283,773	59,194	
		249,912	2,146	240,120	1,931	
	2000年	2,654,125	141,969	2,151,124	84,428	26.0
		240,131	3,262	230,623	2,826	52.0
農家の高齢化状況		農家数（戸）		経営主が65歳以上の農家（戸）		高齢化率（%）
	1995年	3,677		999		27.2
	2000年	3,489		1,519		43.5

* 市内ブロック別の状況（各年次とも農業センサスより）

			農地（a）		うち田（a）		農地の耕作放棄の増加率（%）
				うち耕作放棄		うち耕作放棄	
農地面積と耕作放棄面積	1995	川東	75,788	208	73,178	124	
		西部	41,237	180	39,248	160	
		中南部	68,923	759	66,506	698	
	2000	川東	72,106	448	70,117	363	115.4
		西部	41,116	420	39,304	362	133.3
		中南部	65,898	1,165	63,379	1,067	53.5